

## 伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所又は施設（以下「介護事業所等」という。）において、介護の業務に従事する職員（以下「介護職員」という。）の確保と定着を図るため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2の基準を満たす施設において行われる養成課程（以下「実務者研修」という。）を修了した者に対し、予算の範囲内において、初任者研修又は実務者研修の受講に要した経費の一部を補助することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(介護事業所等)

第2条 この要綱において、介護事業所等とは、次に掲げる事業のいずれかを提供し、又は当該事業に係る施設を運営するもののうち、市内に所在する事業所をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (6) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護及び重度障害者等包括支援を除く。）事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する地域相談支援を行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金交付申請日において、市内に住所を有すること。
- (2) 初任者研修又は実務者研修を修了してから補助金交付申請日に至るまで、

3月以上介護事業所等において介護職員として就労していること。

(3) 補助対象経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 補助金交付申請日において、市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、初任者研修又は実務者研修の受講に要する経費とする。ただし、入会金、交通費、保険料、分割払の場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用及び還付金等は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費について現に負担した額と次の表に掲げる補助限度額とを比較していずれか低い額とする。

研修課程	補助限度額
初任者研修	60,000円
実務者研修	200,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し

(2) 受講料領収書の写し

(3) 個人情報の利用に係る同意書(様式第2号)又は住民票の写し及び市税納税証明書

(4) 介護職員として就労していることが分かる書類(様式第3号)

2 前項の申請書の提出期限は、初任者研修又は実務者研修の修了の日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定兼額確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとし、その旨を介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱の有効期限は、令和9年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。